

湯のまち訪問看護ステーションでは

特定行為研修を修了した 訪問看護師が活動しています。

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を終了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書（指示）により、一定の診療の補助（特定行為）を実施しています。

当ステーションで実施している特定行為

- ①胃瘦カテーテルの交換
- ②気管カニューレの交換
- ③壊死組織の除去

床ずれや傷を治りやすく不要な部分を取り除きます

- ④脱水時の点滴投与

水分や食事がとれない時や脱水症状がある場合



対象となる療養者様へ事前に、
医師からご説明の上、実施させていただきます。

※全国的にご自宅で特定行為をうけられている方が増えてきました
療養者さま、ご家族、付き添いの方からの声

- ・処置のために病院に連れて行かなくてもよいので、待つ時間や移動する時間がなくなり、交通費もかからなくなりました。
- ・生活リズムを崩さず、自宅で処置をしてくれる。
- ・顔見知りの看護師が処置を行ってくれるので安心です。

